

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

源泉税

★ 出張旅費を支給するとき

Q. 社員に出張旅費を支給する場合、源泉徴収は必要ですか？

A. 通常必要と認められるものは、源泉徴収の対象になりません。

所得税法では、給与所得者が勤務する場所を離れてその職務を遂行するために旅行をした場合に、それに伴い支給される金品でその旅行に通常必要と認められるものについては所得税を課さないこととしています。

そして、その非課税とされる金品とは、その旅行に必要な運賃、宿泊料、移転料等の支出に充てるものとして支給される金品のうち、その旅行の目的、目的地、行路若しくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められるものとし、その判定に当たっては、次の事項を勘案するものとしています。

①その支給額が、その支給をする役員及び使用人のすべてを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか

②その支給額が、その支給をする会社と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか

したがって、その社員に支給する出張費が通常必要と認められる範囲のものであれば、所得税の対象にならず、源泉徴収は不要ということになります。

上記の条件を満たしていなければ、役員に対する臨時的な給与(法人税法上損金不算入)又は従業員に対する給与として源泉所得税の課税対象になりますのでご注意ください。

相続税

★ 保険の解約返戻金に係る支払請求権

Q. 保険の解約返戻金相当額が相続税の対象になるようなことを聞きましたが、どういうことですか？

A. さきごろ、同様の質問に対して、東京国税局から「保険契約者と被保険者が同一人の場合において被保険者の死亡に伴い支払われる解約返戻金相当額の返戻金に係る支払請求権の相続税の課税関係について」が公表されました。

照会者は、約款で被保険者が死亡した場合には契約が消滅し、解約返戻金があれば保険契約者に返戻金相当額の返戻金を支払うとする新医療保険で、保険契約者と被保険者が同一の場合で保険契約者が死亡したときは、相続人全員の協議により定めた者に返戻金

を支払いをするというものの解約返戻金に係る支払請求権は相続税の課税対象になるかどうかを照会しています。

これに対して、保険契約者と被保険者が同一である場合において、契約者が死亡したときは、契約者の死亡時に契約が消滅することから、契約者が有していた契約の解約請求権及び支払請求権が消滅することとなりますが、消滅と同時に契約者が、一旦、支払請求権を取得し、取得と同時に支払請求権を保険契約者の相続人が相続により承継取得するものと解するのが相当であると考えられることから、その支払請求権は、**本来の相続財産として、相続税の課税対象となると解するのが相当であるとしています。**

<http://www.nta.go.jp/tokyo/shiraberu/bunshokaito/souzoku/150302/01.htm#a02>

★ 未支給の国民年金は相続財産!?

Q. 父が亡くなり、未支給の国民年金を受取りましたが、これは相続財産になるのでしょうか？

A. 相続財産にはならず、受取った人の一時所得となります。

公的年金は、年に6回、偶数月に前月と前々月分がまとめて支給されますが、年金が支給される前に受給権者が亡くなったときは、その者の配偶者(内縁の配偶者を含む)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものが、「自己の名」で、その未支給年金の支給を請求すれば、その未支給年金が支給されることになっています。

したがって、請求を忘れずにしていただきたいのですが、請求してからは、一般的に、3か月後に請求者の口座に振り込まれます。

ところで、この未支給年金の請求権が相続財産になるかどうかですが、最高裁において相続性が否定されており、また、一時金でしか受け取れないことから、みなし相続財産である契約に基づかない定期金に関する権利にも該当せず、相続人等の固有の権利として受取るものであるとされて、請求権者の一時所得に該当するものとして取り扱われています。

★ 相続税の申告が必要な人

Q. 相続税の取扱いが改正になり、申告対象者が増えるとのことですが、財産がいくらだったら相続税がかかるのですか？

A. 基礎控除を超えた場合は、原則、相続税がかかります。また、相続税がかからなくても申告しなければならない場合がありますので、注意してください。

相続税は、個人が被相続人(亡くなった人)から相続や遺贈によって財産を取得した場合に、課される税金です。

申告は、相続財産から債務と葬式費用を差し引いた額が、次の基礎控除額を超える場合に必要になります。申告期限は、被相続人の亡くなった日の翌日から10か月以内、提出先は被相続人の住所地を所轄する税務署です。

基礎控除額 = 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

※「法定相続人の数」は、相続人のうち相続の放棄をした人があっても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数をいい、養子がいる場合は、実子がいるときは1人(いないときは2人)を法定相続人の数に含めます。

なお、相続税を計算する場合に

①配偶者に対する税額軽減(1億6,000万円か法定相続分相当額までは相続税がかからない)

②小規模宅地等の特例(事業用又は居住用宅地等に一定割合の減額が認められる)を適用すると税額がゼロになる場合がありますが、これらの適用は遺産分割が確定していることと申告が要件となっていますので注意してください。

その他

★ 平成27年1月1日以後に取得する美術品等

Q. 平成27年から減価償却資産に該当する美術品等の取扱いが変わったそうですが、平成26年までに取得したものについては、どのようになるのですか？

A. 取得日を適用初年度開始の日とみなすこととする経過措置があります。

平成26年の改正で、取得価額が1点100万円未満である美術品等は原則として減価償却資産に該当し、取得価額が1点100万円以上の美術品等は原則として非減価償却資産に該当することとなりました。

この取扱いは、平成27年1月1日以後取得する美術品等について適用されますが、平成26年までに取得した美術品等については、取得日を適用初年度開始の日とみなして定額法又は200%定率法を選択できるほか、中小企業者等にあつては、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(1点30万円未満の美術品等は一括償却可。ただし一事業年度当たり300万円を限度)の規定を適用することも認められています。

したがって、平成26年までに取得した美術品等については、適用初年度に減価償却資産に該当するかの再判定を行い、減価償却資産に該当することとなった美術品等に限り、その適用初年度以後の事業年度において減価償却を行うことができ、再判定をしなかったものについては減価償却することができなくなりますので、注意しておいてください。

http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hojin/bijutsuhin_FAQ/index.htm#q2

★ 不当表示防止法の課徴金

Q. 不当表示防止法に課徴金制度が導入されたことを受けて、課徴金や延滞税の取扱いが規定されたとか。どのような取り扱いになるのですか？

A. 平成26年の11月に、不当景品類及び不当表示法が改正され、課徴金制度が導入されました。

不当表示による顧客の誘引を防ぐことを目的とした改正です。

優良誤認表示や有利誤認表示として課徴金の対象になると判断されると、対象商品や役務に係る売上高の3%が課徴金として賦課され、この課徴金の納付が遅れた場合には延滞税が課されます。

税務の取扱いは、この改正を受けて、平成27年度の税制改正において、これら課徴金及び延滞金の取扱いを次のようにすることと定められました。

- ・課徴金・・・損金不算入
- ・延滞税・・・損金不算入

ちなみに、罰金や科料、過料、交通反則金なども同様に損金不算入となっていますが、労働保険料や社会保険料の延滞金は、損金算入となっています。